

## 回答様式

資料3-2

平成25年3月21日

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支

- ・ ご回答いただく文書は、この回答様式のみで結構です。

### 1. 担当

事業所名	担当者名	電話番号

### 2. 平成24年10月以降の計画相談支援及び障害児相談支援の実施状況をご教示ください。

- ・ 千葉市以外の支給決定者に係る数も計上してください。

		H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	計
計画相談支援	契約締結者数(人)					0
	計画作成件数(件)					0
	モニタリング件数(件)					0
障害児相談支援	契約締結者数(人)					0
	計画作成件数(件)					0
	モニタリング件数(件)					0
計	契約締結者数(人)	0	0	0	0	0
	計画作成件数(件)	0	0	0	0	0
	モニタリング件数(件)	0	0	0	0	0
	対応した相談支援専門員(人)					0

### 3. 現在の事業所に配置されている相談支援専門員の数、今後の配置予定数等をご教示ください。

現在の配置数	今後の予定(該当欄に○)	増員予定 ⇒ 時期、員数、採用方法 増員しない・未定 ⇒ 理由
人	増員予定	
常勤換算後の配置数	増員しない	
人	未定	

### 4. 事業者(法人)における新たな特定(障害児)相談支援事業所の設置予定等について、ご教示ください。

設置の予定(該当欄に○)	設置予定 ⇒ 時期、設置場所 設置しない・未定 ⇒ 理由
設置予定	
設置しない	
未定	

5. 法人内において計画相談支援及び障害児相談支援に携わっていない、相談支援専門員の要件(経験+研修)に該当する者又は実務経験要件が該当する者の数等の状況について、ご教示ください。

- ・ 相談支援専門員の要件該当者、経験要件のみ該当する者の数は、把握できる範囲で構いません。
- ・ 実務経験の詳細は、別シートの資料をご確認ください。

分類	概数	今後の採用予定(該当欄に○)	採用しない・未定の理由
相談支援専門員の要件該当者	人	専門員に採用予定	
経験要件のみ該当する者	人	採用しない	
その他( )	人	未定	

6. 常勤・専従である相談支援専門員1人当たりが担当可能な件数について、所見をご教示ください。

分類	概数
一月に作成可能な計画件数(人数)	件

7. 現在の事業所の人員で担当可能な件数をご教示ください。

分類	概数
一月に作成可能な計画件数(人数)	件

8. その他制度上の課題、懸念事項等について、自由に記入してください。

## 相談支援専門員の要件

### 1. 実務要件

①～④の要件のいずれかに該当すること。要件ごとに業務従事期間を通算する。なお、通算する期間は、それぞれに掲げる業務種別に従事した期間となる。

業務種別		業務内容	
相談支援業務		身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務	
介護等業務		身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務	
要件	通算期間	業務種別	実務要件に算入する期間
①	3年以上	相談支援業務	平成18年10月1日において現に(1)又は(2)に掲げる者が、平成18年9月30日までの間に業務に従事した期間 (1)旧障害児相談支援事業、旧身体障害者相談支援事業又は旧知的障害者相談支援事業の従事者 (2)旧精神障害者地域生活支援センターの従事者
②	5年以上	相談支援業務	(1)旧障害児相談支援事業、旧身体障害者相談支援事業、旧知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者 (2)児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従事者 (3)障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従事者 (4)病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者であつて、アからエのいずれかに該当するもの  (ア)社会福祉主事任用資格者 (イ)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの (ウ)医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士 (エ)(1)から(3)までに掲げる従事者及び従業者である期間が1年以上の者
		介護等業務	(1)から(3)までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者  (1)障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者 (2)障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 (3)病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
		相談支援業務	障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターにおける従業者
		相談支援業務	特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従業者
③	10年以上	介護等業務	(1)から(3)までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者  (1)障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者 (2)障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 (3)病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
④	②・③が3年以上かつ④が5年以上	資格者業務	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事

※「1年以上」＝業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年当たり180日以上をいう。(例…5年以上＝業務従事期間が通算5年以上であつてかつ、従事した日数が通算900日以上となる。)

### 2. 研修要件

- ① 相談支援従事者初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、5年度以内の者
- ② 相談支援従事者初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修を修了した者